

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
-------	-----------------------

1. 項目	建設業許可における「経營業務の管理責任者」の対象者に関する要件緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ICT を利用した情報処理システムの受託開発、または情報処理機器や通信機器等の販売等において、電気工事や電気通信工事が必要となる場合がある。これらの工事を行うために各事業者は建設業許可を取得している。</p> <p>建設業許可を取得・維持するための要件として、常勤役員に、経營業務の管理責任者としての経験を有する者を設置することが義務づけられている。なお、ここでいう「役員」とは、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者」とされており、「執行役」には、委員会設置会社における執行役は含まれる。しかし、取締役会設置会社において執行役員制度を導入している企業における執行役員等は、上記の「執行役」には含まれないとされ、経營業務の管理責任者となることは認められていない。このため、取締役会設置会社では、取締役のうち1名に必ず経營業務の管理責任者を設置しなければならないが、コーポレートガバナンスの強化の方策が狭められている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	建設業法 第7条第1項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>(提案内容)</p> <p>株式会社の経営に関し、取締役会以外に任意機関として「執行機関」を置き、取締役会を監督機関とすることでコーポレートガバナンスの強化を図っている場合、「執行機関」の構成員（執行役員等）を「取締役等に準じるもの」として認めていただきたい。</p> <p>(提案理由)</p> <p>会社法施行以降コーポレートガバナンスの強化のため、取締役会設置会社においても「執行と監督の分離」のため、取締役会以外に執行機関を置いている会社が多い。このような場合には、「監督機関」である取締役会の構成員より、「執行機関」の構成員のほうが、実質的な「経營業務の管理」を行っているため、当該構成員の中に有資格者を置いたほうが法の目的に合致する。</p> <p>(補足事項)</p> <p>なお、執行役員の職務は、以下の二つをもって容易に証明が出来る。</p> <p>「取締役会議事録」：選任ならびに権限委譲の確認。</p> <p>「事業報告書」：内部統制決議に基づく、各社の「執行機関」の位置づけの確認。また、各年度の執行の状況も同時に事業報告としての確認。適正性を担保するため、監査役会設置会社の事業報告で、かつ、監査役全員が相当であると認めているものに限定して使用を認めることができる。</p> <p>※1：上記二つは法定作成書類であり、すべての株式会社で作成されるものである。</p> <p>※2：監査役会設置会社については、監査役の過半数は社外監査役である</p>

	ため、事業報告書は第三者による内容の適正性についての担保が図られている。
--	--------------------------------------

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	建設業法における営業所専任技術者制度の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>建設業法により、建設業許可を得て建設業を行う場合には、営業所ごとに専任の技術者を配置することとされている。この技術者には、当該営業所において受注される建設工事を円滑に進めるための役割が期待されるため、当該営業所に常勤してその職務にあたることが求められている。</p> <p>現状の法人（特に大企業）の一部では、営業所には営業部門のみを配置し、工事施工に係る見積りや施工計画等の立案等については、別の事業所（本社等）からパソコンや電話等を用いて遠隔的に、営業部門に対して指導・監督が行われることが多い。</p> <p>しかし、現行制度では、当該営業所への常勤が求められるため、必ず営業所に有資格者を設置しなければならず、コーポレートガバナンスの強化の方策が狭められている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	建設業法（第7条、第15条）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>（提案内容）</p> <p>企業のコーポレートガバナンスまたは組織構造の方式に応じて、全ての営業所に有資格者が常勤しておらずとも、適正な履行の確保ができる体制を構築していると認められる場合、これを許可するという特別認可制度とする事が望ましい。</p> <p>500万円未満の工事しかない業者は、建設業の許可が不要であることに合わせて、500万円未満の工事については、営業所への専任技術者の配慮を免除していただきたい。</p>

意見提出者	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
1. 項目	地域医療支援システムによる薬剤処方に関する制限
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ケーブルテレビ事業者が展開している地域医療支援システムにおいて、デジタル・データ放送（STB）を通じて顧客への服薬支援を行っています。</p> <p><支援概要></p> <p>毎日、朝・昼・夕・深夜等に、どの薬をどの分量服用するかを画面に表示し、通院医療機関の予約状況とともにお知らせする。</p> <p><阻害状況について></p> <p>ケーブルテレビのデータ放送・インタラクティブ機能を活用して、以下支援の実施を希望していますが、規制のため困難な状況となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・服薬指導・薬剤の販売授受等 <p>この支援により、遠隔地の住民や高齢者に優しいサービスが実現しますが、薬剤の情報提供・調剤・販売授与は当該薬局内で薬剤師が対面で行わなければならないという規制があることから、実現困難な状況となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した電子署名付きの処方箋の交付・薬剤の授受 <p>この支援が実現すれば、患者や薬剤師にとって利便性が格段に向上するのは明らかと思われませんが、薬剤の処方箋には医師の押印が必要であること、また上記規制があることにより、やはり実現が難しくなっています。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	薬事法施行規則第15の13
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>処方箋の交付、薬剤の服薬指導および販売授受に関して、責任の所在と交付書類の正当性は、ICT技術を利用した認証システムを導入することで十分に担保されると考えます。</p> <p>従って、より住民の利便性に資するよう、現行法の緩和を提案いたします。</p>

意見提出者	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
1. 項目	ケーブルテレビインターネットを利用した投票に関する制限
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>インターネットを利用して自宅から投票ができるということは、地方公共団体を含め、多くの人々にとって大変利便性が高く、様々な側面から是非とも実現したいサービスであります。</p> <p>しかしながら、指定された投票所で投票を行わなければならないという規制のため、実現不可能な状況となっています。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	公職選挙法第44条、第48条、第48条の2 他
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>投票という国民の大切な権利を、少しでも行使し易くすることは、行政の義務でもあります。しかも、多くの人々が利便性について不満を持っていることは明らかです。投票の公正さや平等性を保つためには、現行の制度に変更を加えることに、多くの困難が伴うことは当然予想されますが、現在のICTの技術水準や厳正な運用方法の確立により、十分可能であると考えます。</p> <p>本件については、国民にとってのメリットが非常に大きいと思われるため、指定箇所での投票の他に、認可を受けた事業者のシステムによるインターネットを活用した投票を認めることを提案いたします。</p>

意見提出者	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
1. 項目	地域住民への電子的な情報提供手段に関する制限
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	ケーブルテレビ事業者は、地方自治体や地域コミュニティ・地元産業等と連携し、地域に密着した各種 ICT サービスの提供に取り組んできましたが、通信・放送融合時代の中で、通信インフラのみを整備する自治体等が存在し、住民への効率的な情報提供、ICT 利活用の促進において、大きな障害が生じている事例が存在します。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	-
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	各自治体における情報 ICT 利活用の方向性に関して、時代の趨勢を鑑み、より広い視野からの判断を行っていただけるような、国としての対策が必要であると考えます。

意見提出者	個人
1. 項目	・児童ポルノ遮断を目的としたネットブロックングについて。
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在出されている「即時遮断」のブロックングの方針には以下の理由により反対。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような方式を取ろうとオーバブロックングの問題は避けられず、場合によっては通信の秘密も侵害される恐れがある。 <p>「英 ISP、Wikipedia へのアクセスを制限--児童ポルノのブラックリスト入りで」 http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20384898,00.htm</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロックング対象サイトのリストが非公開なので対象外サイトが恣意的にリストに入れられてブロックされても第三者にはわからない。管理団体及びリストの正当性・不当性をチェックする機能がない。本来の目的を越えて濫用される恐れがある。 <p>「Swedish Police About to Shut Down The Pirate Bay (again)」 http://torrentfreak.com/swedish-police-about-to-shut-down-the-pirate-bay-again/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外では既に児童ポルノを目的としてのブロックに違憲判決が出ている。「米地裁、ペンシルベニア州の児童ポルノサイト排除法に違憲判決」 http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20073484,00.htm
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ネットブロックングよりも被害を発見次第通報・摘発した方が被害児童を迅速に保護できるのではないかと考える。</p> <p>現在ニュースで出ているような「立件なしで即時遮断」では濫用の恐れが高く、情報統制にしかなりえない。</p> <p>ただブロックングするだけでは被害を発見しにくくし、ネット規制の弊害を招くだけではないかと考える。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	国勢調査のインターネット提出可能範囲の拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	2009年秋の「事業仕分け」での説明によれば、国勢調査の提出にインターネットが取り入れられるが、ID等を調査員が配付するため地方自治体の事務処理体制が必要という理由で、一部地域に限られることになった。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	不明。「事業仕分け」の場でも、なぜそのようなID等の配付方法にしたのか質問が出ていたが、それについての回答らしいものは聞けなかった。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	国勢調査は国の制度であるし、ID等を人の手によらずに配付する方法はいくらでも事例があるので、調査員や地方自治体によらず提出者本人の環境や希望があればインターネット提出できるよう、ID等の配付は国が管理するように仕様・運用を改正する。

意見提出者	個人
1. 項目	国の電子手続きにおいて、電子化率の数値のみの重視を止める。
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>国の電子手続きの利用率に、提出者本人が電子手続きを行ったのではなく、紙の書類を国の出先機関など行政機関が電子化したものを含めていた例がある。この場合、表面的な電子化率の数値は上がっても、提出者・申請者本人の利用は広がっていない。</p> <p>また、電子システムの使い勝手が悪い状況なのに、紙ではなく電子で手続きするよう役所から言われ、紙の書類で出すより事務負担が増えている提出者もいる。この場合、電子手続きを利用しても提出者本人にとっての利点はないので、最低限の利用までしかされない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>電子手続きの推進は、電子化による国民にとっての利便性の向上や、国の事務処理の効率化などにこそ意義があるはずだが、そのような趣旨ではなく、電子化の数値自体を施策目標にしている考え方。</p> <p>利用者の需要・状況に合った電子システムを作るのではなく、提出者が努力して使えばよいという考え方。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>電子手続きの進捗状況の公表の仕方の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子化率の表示にあたっては、提出者本人の電子手続きによるものか、受け取った行政機関が電子化したものも含むのか区別する。また、電子媒体を窓口で提出した分は、オンラインではないので、事務の効率化等に資するとしても、オンライン化率に混ぜるのではなく別区分の利用率として表示する。 ・電子化率の数値だけでなく、それによる利便性の向上や事務の効率化についての具体的状況を公表する。

意見提出者	個人
1. 項目	1. 違法コンテンツのダウンロードの禁止について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	今年から著作権を侵害するコンテンツのダウンロードが法で禁止されましたが、「その事実を知りながら行う場合」という条件は、誰が証明するのでしょうか？ 「疑わしきは罰せず」の原則を無視するのではないかと危惧しております。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	2. ダビング10について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	テレビ放送の録画について、2008年までは「コピーを1回しか認めない(しかも失敗してもやり直しを認めない)」(いわゆる「コピーワンス」)という方式がとられ、現在でも「ダビング10」という方式がとられております。著作権侵害を危惧するのはもっともですが、それなら、「コピー・ムーブの失敗はカウントしない(やり直しを認める)」ことにしていただきたいものです。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	3. 著作権保護期間について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在の著作権保護期間は長すぎます。文化庁の中にはさらに延長するよ にとの声もありますが、むしろ短縮すべきです。 よって、以下のように短縮するように要請します。 (1) 文化庁による著作権保護期間の延長の検討を中止する (2) 企業の著作権は発表後 25 年間とする（ただし、消費者が正規品を買 う権利を守るため、正規品とそうでない物の区別ができるようにはする） (3) 著作者の著作権は存命中または発表後 25 年間とする
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	4. 著作権の間接侵害・侵害幫助について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	動画投稿サイト事業者やレンタルサーバー事業者やWinny 作者が著作権侵害幫助のかどで裁判にかけられる事態が起こっておりますが、これはすべて著作権の過剰保護であり、各方面における萎縮効果を招くものと思われ ます。 あくまでアップロードした者を取り締まる方向で行くべきだと思われ ます。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	5. スリーストライク法について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	一部著作権団体が、「違法コンテンツをダウンロードするユーザーに対して、2度目までは警告を行うが、その後も違法ダウンロードが続く場合は、ISPが該当ユーザーの通信回線を遮断する」という「スリーストライク法」の導入を主張しておりますが、これを聞き入れることないようにし、導入に関する取り組みや法案の提出を行わないこととしていただくようよろしくお願いいたします。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	6. いわゆる「海賊版」について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	あくまで違法コピー（メディアを問わず）および登場キャラクターとストーリーを盗用したものに限定することとしていただくようよろしくお願いいたします。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	7. ウェブサイトブロッキングについて
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>以下のように要請いたします。</p> <p>(1) 児童ポルノを理由としたウェブサイトブロッキングについては、「児童ポルノ流通防止協議会」を解散し、以後、ウェブサイトブロッキングに関する取り組みや法案の提出を行わない</p> <p>(2) 著作権侵害を理由としたウェブサイトブロッキングについても取り組みや法案の提出を行わない（これはまだ検討されていないようだが、一部著作権団体の過去の言動からして言い出しかねないので先に提案しておく）</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>理由は以下の通りです。</p> <p>A. 現在の技術ではオーバーブロッキングの問題が解決できない。</p> <p>B. 児童ポルノ流通防止協議会の構成員やインターネット・ホットラインセンターが思想的に偏っている。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>C. 次に、「児童ポルノ」の基準が曖昧である（児童ポルノ禁止法第2条第3項第3号、いわゆる「3号ポルノ」）。</p> <p>現状のままでは「児童ポルノ」の基準が個人の主観によって決められ、恣意的にブロッキングが行われる危険性がある。</p> <p>D. 憲法にも違反している（憲法第21条第2項、検閲の禁止・通信の秘密。創作物までブロッキングの対象とする場合は第19条（思想の自由）と第21条第1項（表現の自由）にも違反）。</p> <p>E. アドレスリスト作成管理団体が不透明である（公表されるのが統計情報と寄付などの資金提供に関する情報だけ）。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	8. 日本ユニセフ協会・ECPAT/ストップ子ども買春の会について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>以下のように要請いたします。</p> <p>(1) 日本ユニセフ協会およびECPAT/ストップ子ども買春の会に対して、政治・行政に干渉しないよう、また、公益を害する活動を止めるよう指導・勧告する</p> <p>(2) 日本ユニセフ協会の公益法人および特定公益増進法人の認定を取り消す</p> <p>(3) 日本ユニセフ協会の新公益法人制度への移行申請を受け付けない</p> <p>(4) ECPAT/ストップ子ども買春の会の母体団体・日本キリスト教婦人矯風会の財団法人の認定を取り消す</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>理由は以下の通りです。</p> <p>(1) については、「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム」の件でも述べたが、この両団体は思想的にも知識的にも偏っている。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>彼らの思想の根拠はキリスト教であり、彼らは児童ポルノ・児童買春の悲惨さを口にしてはいるが児童の保護よりも宗教的観念を優先していると思われる。(私はキリスト教全般を否定するつもりはない。キリスト教の宗教家には社会のドロップアウトに手を差し伸べ、根拠も道理も伴わない過激な行動を取らないように自制する能力を持っている人たちは確かにいる) 何故なら、次回で述べる「創作物規制」を主張しているからだ。</p> <p>彼らは漫画・アニメ・ゲームなども「児童ポルノ」扱いし表現規制を主張し、「水着グラビア」を「性的虐待」と主張しており、憲法も児童ポルノ禁止法の主旨(あくまで実在の児童を保護する法律)も理解していない。しかしながら、後で述べる通り、創作物規制には根拠もなく無意味であり、一般人の人権・権利を侵害し却って有害であるといえる。</p> <p>それに、前々回で述べた「単純所持」についても、両団体は禁止を要望していた。</p> <p>そのほかにも、ドイツなどで反対の声が上がっている「児童ポルノブロッキング」を画策している。</p> <p>また、ECPAT/ストップ子ども買春の会は「日本キリスト教婦人矯風会」というキリスト教徒の作った団体が母体になっており、日本ユニセフ協会もキリスト教徒によって作られたと言われている。宗教団体(正確には信者団体)が政治・行政に介入することは政教分離の原則に反しており、このことから政治・行政に関わるべきではない。</p> <p>(2)～(4)については、日本ユニセフ協会などから国によるお墨付きを剥奪することによって、宗教的観念から脱却して真に児童を救う団体に生まれ変わることを期待するものである。</p> <p>その他、出会い系サイト規制とウィルス作成罪についても、曖昧で問題が多いので、考え直していただきたいと思います。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	著作権保護期間
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の日本の著作権法において、著作権の保護期間は著作者の死後50年とされている。実演、レコード及び放送に関する著作隣接権については、それぞれ実演を行った時、音を最初に固定した時、放送を行った時から50年とされている。</p> <p>1. 著作権そのものの保護期間について</p> <p>著作権そのものに関しては、現行でも著作者の死後50年という極めて長い期間に渡って著作権が保護されることになっている。また、著作者人格権については保護期間が切れるということはない。</p> <p>文化的に、ひ孫の孫くらいのことまで考えて創作をしている人間がいるとも思われず、文化の多様化のためにはこれ以上の延長はほとんど何の役にも立たず、経済的にも、著作者の死後50年を経たなお権利処理コストを上回る財産的価値を保っている極めて稀な著作物のために、このコストを下回るほとんど全ての著作物の利用を阻害することは全く妥当でない。</p> <p>また、保護期間延長問題は金銭的な話でないとするリスペクト論もよく権利者側が持ち出すのだが、創作者が世に出したいと思う形のまま、創作者の名前を付けて著作物を流通させるために、同一性保持権や氏名表示権といった著作者人格権が、既に保護期間が切れることのない権利として規定されているのであり、人格権と財産権を混同した主張は取り上げるに値しない。延長問題は、あくまで権利の財産的な側面のみを考慮して考えられなくてはならない。</p> <p>これほど長期間に渡る著作権の保護期間は、過去の圧倒的多数の著作物の新たな技術による公共利用、過去の大多数の著作物のデジタル情報としての公共利用に対する一大阻害要因となっており、著作権者の個々のメリットに比して社会的デメリットがあまりにも大きな有害な規制として機能している。このような著作権の保護期間については、短縮が検討されてしかるべきである。</p> <p>2. 実演家の著作隣接権の保護期間について</p> <p>同一性保持権や氏名表示権などの実演家の人格権も特に保護期間と一緒に切れるということはないので、実演家の著作隣接権の保護期間についても人格権と財産権をごっちゃにするリスペクト論は全く当てはまらない。</p> <p>実演から50年を超えて保護期間を延長することが、文化的な実演を多く生み出すためのインセンティブとなり、このインセンティブが、保護期間延長によって生じる公共利用に対するディスインセンティブを超えるという明確な論拠が示されるならばともかく、実演から50年という期間はかなり著名かつ長命の実演家でなければ切れることがない期間であり、今のところ、実演家の著作隣接権の保護期間延長についても、これを是とするに足る根拠は何一つなく、これも延長されるべきでない。</p> <p>なお、著作隣接権の中でも、実演家の権利と、レコード製作者・放送事業者の権利は大きく性質が異なっているものであり、これらを混同するこ</p>

	<p>とは百害あって一利ないものである。</p> <p>3. レコード製作者あるいは放送事業者の著作隣接権の保護期間について レコード製作者と放送事業者という創作者ではない流通事業者の著作隣接権は、単にレコード会社や放送局が強い政治力を持っていたことから無理矢理ねじ込まれた権利に過ぎず、その目的は流通コストへの投資を促すことのみであったものである。インターネットという流通コストの極めて低い流通チャンネルがある今、独占権というインセンティブで流通屋に投資を促さねばならない文化上の理由もほぼ無くなっているのであり、これらの保護期間は速やかに短縮することが検討されるべきである。</p> <p>なお、放送事業者の権利の保護期間については、今でもローマ条約及びTRIPS協定)で放送から20年と規定されているだけであり、短縮するのに国際的障害はない。合理的な理由無く決められた保護期間を短縮することが憲法上問題になる訳もない。</p> <p>なお、過去、保護期間の短縮を行った国としては、ポルトガルとスペインが存在しており、保護期間の短縮は国際的に見て完全に不可能とされるものではない。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>著作権法第2章第4節 著作権法第4章第6節 ベルヌ条約第7条 万国著作権条約第4条 ローマ条約第14条 レコード製作者の保護に関する条約第4条 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約第17条 TRIPS協定第12条及び第14条</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁における著作権保護期間延長の検討を閣議決定により停止する。 ・放送に関する著作隣接権に関しては、速やかに保護期間を放送を行った時から20年とする。 ・合わせ、現行ですら余りに長い著作権及びレコード製作者あるいは放送事業者の著作隣接権の保護期間短縮のため、日本政府からベルヌ条約他の関係条約の改正提案を行うことを、政府レベルで検討する。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	DRM回避規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされている。</p> <p>DRM回避規制については、2010年4月に公開された海賊版対策条約（ACTA）案において、DRM回避規制の対象行為の拡大（製造及び回避サービスの提供）や対象の拡大（「のみ」要件の緩和）等が必要な条文案が選択肢を示さない形で提示されている。</p> <p>2009年2月にDRM回避機器についてゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制で十分である。</p> <p>著作権法において、私的領域におけるコピーコントロール回避まで違法とすることで、デジタル技術・情報の公正な利活用を阻む有害無益な萎縮効果が生じている。</p> <p>デジタル技術・情報の公正な利活用を阻むものであり、そもそも、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難。私的領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第30条第1項第2号）は撤廃するべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することはおかしい。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということが異常。</p> <p>ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化は検討されるべきでないのは無論のこと、このような危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含めた形での条約交渉を、何ら国民的なコンセンサスを得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行うなどおよそ論外である。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>著作権法第30条第1項第2号</p> <p>著作権法第120条の2</p> <p>不正競争防止法第2条第1項第10号、第11号</p> <p>海賊版対策条約（検討中）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見	<p>著作権法第30条第1項第2号を削除する。</p> <p>DRM回避規制に関して、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上の規制強化をしないと閣議決定する。</p>

直しの方向 性について の提案	
-----------------------	--

意見提出者	個人
1. 項目	ダウンロード違法化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>2009年の6月12日にいわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、2010年1月1日に施行された。</p> <p>ダウンロードにおいて、「事実を知らず」なる要件は、証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない。著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。</p> <p>そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメの意見募集の結果、ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような民意無視は到底許されるものではない。知財本部へのパブコメを見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第30条第1項第3号
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	著作権法第30条第1項第3号を削除する。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	コピーワンス・ダビング10・B-CAS
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>無料の地上放送の全てに、2008年まではコピーワンスというコピーを1個しか認めない異常に厳しいコピー制限がかけられていた。2008年からわずかに緩和されたが、やはりダビング10という不当に厳しいコピー制限が今も維持されている。このようなコピー制限を維持するためとして、無料の地上放送の全てにB-CASによりスクランブル・暗号化が施されているという状態が今もなお続いている。</p> <p>2009年の総務省の情報通信審議会の中間答申で、ようやく無料の地上放送へB-CASシステムとコピーワンス運用の導入を可能とした2002年6月の省令改正についての記載が加えられた。このように以前、無料の地上放送へのスクランブル・暗号化を禁じる省令が存在していた理由についての記載はやはり無いが、これは、無料地上放送は本来あまねく見られるべきという理念があったことの証明。過去の検討経緯についてよりきちんとした情報開示を行い、このような過去の省令に表れている無料の地上放送の理念についても念頭においた上で再検討が進められるべき。</p> <p>B-CASシステムは談合システムに他ならず、これは、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能している。</p> <p>以前は総務省令によって、無料の地上放送へのこのようなスクランブル・暗号化の導入は禁止されていたが、総務省は、平成14年6月にこの省令の改正を行い、本来あまねく見られることを目的とする無料の地上放送へB-CASシステムとコピーワンス運用の導入を可能として、無料地上波本来の理念をねじ曲げ、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸している。</p> <p>昨年運用が開始されたダビング10に関しても、大きな利便性の向上なくして、より複雑かつ高価な機器を消費者が新たに買わされるだけの弥縫策としか言いようがなく、一消費者・一国民として納得できるものでは全くない。さらに、ダビング10機器に関しては、テレビ（チューナー）と録画機器の接続によって、全く異なる動作をする（接続次第で、コピーの回数が9回から突然1回になる）など、公平性の観点からも問題が大きい。</p> <p>視聴されることを本来目的とする、無料の地上放送においてコピーを制限することは、視聴者から視聴の機会を奪うことに他ならない。</p> <p>無料の地上放送におけるDRMは本当に縛りたい悪意のユーザーは縛れず、一般ユーザーに不便を強いているだけである。さらに、B-CASカ</p>

	<p>ードのユーザー登録の廃止により、B-CASカードによるユーザーに対するコピー制御の技術的なエンフォースは完全に不可能となっており、既に存在意義を完全に失っているB-CASカード・システムは速やかに完全に地上デジタル放送から排除されるべきである。</p> <p>2009年の情報通信審議会の中間答申において、現行のB-CASシステムと併存させる形でチップやソフトウェア等の新方式を導入することが提言されており、今も恐らく企業レベル等で検討が進められているものと思うが、無意味な現行システムの維持コストに加えて新たなシステムの追加で発生するコストまでまとめて消費者に転嫁される可能性が高く、このような弥縫策は、一消費者として全く評価できないものである。さらに言うなら、これらの新方式は、不正機器対策には全くなならない上、新たに作られるライセンス発行・管理機関が総務省なりの天下り先となり、新方式の技術開発・設備投資コストに加え、天下りコストまで今の機器に上乘せされかねないものである。この審議会において同じく検討課題とされていた、制度的エンフォースメントにしても、正規機器の認定機関が総務省なりの天下り先となり、その天下りコストがさらに今の機器に上乘せされるだけで、しかも不正機器対策には全くなならない。</p> <p>無料の地上放送の理念を歪め、放送局・権利者・国内の大手メーカーの談合を助長している、無料の地上放送にかけられているスクランブル・暗号化こそ問題なのであって、B-CAS類似の無意味なシステムをいくら併存させたところで、積み上げられるムダなコストが全て消費者に転嫁されるだけで何の問題の解決にもならず、同じことが繰り返されるだけだろう。基幹放送である無料地上波については、B-CASシステムを排除し、ノンスクランブル・コピー制限なしを基本とすること以外で、この問題の本質的な解決がもたらされることはない。</p> <p>法的にもコスト的にも、どんな形であれ、全国民をユーザーとする無料地上放送に対するコピー制限は維持しきれものではない。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>—</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<p>あまねく見られることを目的とするべき、基幹放送である無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしを基本とする。</p> <p>無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしとすることを、総務省が勝手に書き換えられるような省令や政令レベルにではなく、法律に書き込む。</p> <p>無料の地上放送についてはスクランブルもコピー制御もかけないこととする逆規制を、政令や省令ではなく法律のレベルで放送法に入れる。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	一般フェアユース条項の導入による著作権規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるインターネットのような場においては、現行の個別の権利制限規制を前提とする著作権法全体がデジタル技術・情報の公正な利活用を阻害するものとなっている。</p> <p>今現在、文化庁の文化審議会において著作権法における一般フェアユース条項の導入が検討されているが、2010年6月の法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」で示された方針は、「A その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」のみを権利制限の一般規定の対象とするべきとその範囲は不当に狭い。確かに法的安定性を高めるという点ではこれらの類型について権利制限を設けることは重要であるものの、これほど限定したのでは、これはもはや権利制限の「一般」規定の名に値しない。これでは、既存の個別制限規定がことごとく不当に狭く使いにくいものとされているという現状から来る問題に対処する上では極めて不十分な、狭く使いにくい「個別」規定が新たに追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。</p> <p>インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものであり、著作物の公正利用には上記以外の変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であえることを考えれば、形式的利用、付随的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない利用に限るといった形で不当にその範囲を狭めるべきでは無く障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等、個別の権利制限規定による対処が不可能な全ての公正利用の類型が含まれるよう、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入すべきである。</p> <p>なお、個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処すべきとする意見もあるが、文化庁と権利者団体がスクラムを組んで個別規定すらかな</p>

	<p>か入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処たり得ない。2009年6月に成立した法改正においても、図書館におけるアーカイブ化のための権利制限の対象を国立国会図書館のみに限り、検索エンジンの権利制限の対象も、「業として行う者」と業規制をかけた上で、政令でその基準を定めようとし、研究目的の権利制限についても、大量の情報の統計解析のみを対象としているなど、不当に厳しい制限が課されており、天下り先の権利者団体のみにおもねる腐り切った文化庁による法改正の検討の弊害は如実に現れている。</p> <p>また、権利を侵害するかもしれないか否かは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。</p>
<p>3. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠</p>	<p>著作権法</p>
<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<p>著作権法に、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入する。</p> <p>ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならないことである。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	著作権の間接侵害・侵害幫助
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられた、「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件等を考えても、今現在、著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態にある。</p> <p>今現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあり、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討すべきである。</p> <p>さらに、著作権の間接侵害事件や侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうことを考えると、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定することが喫緊の課題である。</p> <p>セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、今現在文化庁の文化審議会で検討されているように、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>著作権法第7章及び第8章 刑法第62条 プロバイダー責任制限法（正式名称は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>プロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討する。</p> <p>今現在の文化庁の文化審議会における、著作権法に間接侵害一般規定を設けることに関する検討を停止し、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定するための検討を開始する。</p> <p>セーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	著作権検閲・ストライクポリシー
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、携帯電話においてダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再生制限を行うという、日本レコード協会の著作権検閲の提案が取り上げられている。</p> <p>同じく、著作権検閲に流れる危険性が極めて高い、フランスで今なお揉めているネット切断型のストライクポリシー類似の、ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策が、警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で進められており、さらに、ストライクポリシーの導入の検討を著作権団体が求めている。</p> <p>しかし、通信の秘密という基本的な権利の適用は監視の位置がサーバーであるか端末であるかによらないものであること、特に、機械的な処理であっても通信の秘密を侵害したことには変わりはないとされ、通信の秘密を侵害する行為には、当事者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること（窃用すること）も含むとされていることを考えると、日本レコード協会が提案している違法音楽配信対策は、明らかに通信の秘密を侵害するものであり、さらに、憲法に規定されている表現の自由（情報アクセス権を含む）や検閲の禁止に明らかに反するものとして、このような技術による著作権検閲に他ならない対策は決して導入されてはならないものである。</p> <p>また、本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、それ自体プライバシー権を侵害するものであり、プライバシーの観点からも、このような措置は導入されるべきでない。</p> <p>付言すれば、日本レコード協会の携帯端末における違法音楽配信対策は、建前は違えど、中国でPCに対する導入が検討され、大騒ぎになった末、今現在導入が無期延期されているところの検閲ソフト「グリーン・ダム」と全く同じ。このような検閲ソフトの導入については、日本も政府として懸念を表明しているはずであり、自由で民主的な社会において、このような技術的検閲が導入されることなど、絶対許されないことである。</p> <p>このような提案は、通信の秘密や検閲の禁止、表現の自由、プライバシーといった個人の基本的な権利をないがしろにするものである。日本レコード協会が提案している、検閲に該当するこのような対策は絶対に導入されるべきでなく、また技術支援・実証実験等として税金のムダな投入がなされるべきではない。</p>

	<p>警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーについても、2009年6月に、フランス憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるものであるとして、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定された。フランスでは今なおストライクポリシーに関して揉め続けているが、日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることが担保されなくてはならない。</p> <p>これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やストライクポリシー、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やストライクポリシー、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討する。</p> <p>警察庁などが絡む形で進められている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを担保する。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>模倣品・海賊版拡散防止条約の検討・交渉が政府レベルで交渉が行われている。</p> <p>2010年4月に公開されたこの条約の条文案には、法定損害賠償に関する条項が含まれているが、この法定賠償制度は、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつながないものであり、日本において導入されるべきとは到底思えない制度である。選択肢の形になってはいるが、このような不合理な制度の導入を求めている一部の者によって、国内法改正の検討の際に不当に利用される恐れもあり、法定賠償に関する条項については削除を求めべきである。</p> <p>また、日本の現在の法制度と比較した時、DRM回避規制について今以上の規制強化を必要とする条項も条文案に含まれている。しかし、2009年2月に、DRM回避機器に対して、ゲームメーカー勝訴の判決が出ていることを考えても、今以上の規制強化を是とするに足る立法事実は何一つなく、かえって、今以上の規制強化はユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。このような危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含めた形での条約交渉を、何ら国民的なコンセンサスを得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行うなどおおよそ論外である。</p> <p>同じ条文案には、プライバシー保護に関する条項を入れることを検討すると書かれているものの、条文案には、インターネットにおけるプロバイダーの責任制限等についての条項も含まれており、この部分の法制化によりユーザーの情報アクセスに関する基本的な権利が不当な侵害を受ける恐れがあることを考えると、プライバシーの保護に関する条項だけでは不十分である。</p> <p>交渉会合に際しては、毎回速やかに自国の交渉スタンスと各国政府の反応について、議論の詳細を公開すべきである。このような情報の公開に他国の承認が必要であるとするなら、交渉の場で条約に関する詳細情報の公開についての議論を日本政府として積極的に提起し、他国の承認を得るようにすべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	模倣品・海賊版拡散防止条約（検討中）
4. ICT利活用を阻害	・模倣品・海賊版拡散防止条約から、法定賠償とDRM回避規制に関する条項について日本政府として削除を求める。

<p>する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none">・同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で日本政府から議論を提起する。・プライバシーの権利だけではなく、国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利である情報アクセスの権利等の情報の自由に関する権利を守るということも、条約に書き込むべきであると日本から各国に積極的に働きかける。・交渉会合に際し、毎回速やかに自国の交渉スタンスと各国政府の反応について、議論の詳細を公開する。
--------------------------------	--

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	出会い系サイト規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>出会い系サイト事業者の届け出の義務化を中心とする、出会い系サイト規制法の改正法が年の5月に成立し、同年12月から施行されている。その後、2009年の2月から3月にかけて、警視庁が、SNS各社に対して書き込みの削除要請をし、あるSNSでは内容の精査も無いまま「出会い」に関するコミュニティが全て削除されるということが起こった。2009年5月には、やはり警視庁が、SNSサイトの年齢確認の厳格化を要請している。</p> <p>警察による出会い系サイト規制法の拡大解釈・恣意的運用によって、ネット利用における不必要かつ有害な萎縮効果が既に発生していることは、一般サイト事業者に対する警察からの要請とその反応から明らかである。</p> <p>この出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過されて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反しており、表現の自由などの国民の最重要の基本的な権利をないがしろにするものである、今回の出会い系サイト規制法の改正については、今後、速やかに元に戻すことが検討されなくてはならない。</p> <p>既に逮捕者まで出ているが、出会い系サイト規制法は、その曖昧さから別件逮捕のツールとして使われ、この制度によって与えられる不透明な許認可権限による、警察の出会い系サイト業者との癒着・天下り利権の強化を招く恐れが極めて強い。出会い系サイト規制法を去年の改正前の状態に戻すまでにおいても、この危険な法律の運用については慎重の上に慎重が期されるべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	出会い系サイト規制法を改正前の状態に速やかに戻す。

意見提出者	個人
1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット規制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されている。</p> <p>また、東京都等の地方自治体が、青少年保護健全育成条例の改正により、各自治体の定める理由によってしか子供のフィルタリングの解除を認めず、違反した事業者に対する調査指導権限を自治体に与え、携帯フィルタリングの実質完全義務化を推し進めようとしている。</p> <p>東京都等の地方自治体の推し進める携帯フィルタリングの実質完全義務化について、このような青少年ネット規制法に精神にすら反している行き過ぎた規制の推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、同じく不適切なその他の情報規制推進についても合わせ、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>青少年ネット規制法を廃止する。</p> <p>廃止するまでにおいても、規制を理由にしたフィルタリングに関する不当な便乗商法に対する監視を政府において強め、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用を検討する。</p> <p>東京都等の地方自治体における青少年保護健全育成条例の改正の検討に対し、その不適切な情報規制推進について、地方自治体法第245条の5に基づき、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出す。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	メール検閲・DPI技術を用いた広告
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言において、通常のメールと同様SNSサービス中の「ミニメール」の内容が通信の秘密に該当するのは当然のこととしても、メッセージ交換サービスにおけるメールの内容確認を送信者に対しデフォルトオンで認める余地があるかの如き整理がなされている。同じく、DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いた行動ターゲティング広告について、現状でも基準等の作成により導入が可能であるかの如き整理がなされている。</p> <p>しかし、メッセージ交換サービスにおけるメールの内容確認を送信者に対しデフォルトオンで認める余地があるとする事は、実質、送信者が受信者しか知り得ないだろうと思って送る情報の内容について、知らない内に事業者を検閲されているという状態をもたらす危険性が極めて高い。受信情報のフィルタリングに関する要件を一方的に拡大解釈し、送信者に対するデフォルトオンのメールの内容確認の余地を認めることは、実質的にメール・通信の検閲の余地を認めるに等しく、憲法にも規定されている通信の秘密をないがしろにすることにつながりかねない極めて危険なことである。これはデフォルトオンでメールの内容確認を行う場面が限定的であるか否かという問題ではなく、総務省にあっては、実質的なメールの検閲を是とするかの如き通信の秘密に関する歪んだ整理を速やかに改めるべきである。</p> <p>この部分において、DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いた行動ターゲティング広告についても、利用者の同意がなければ通信の秘密を侵害するものとして許されないのは当然のこととして、DPI技術はネットワーク中のパケットに対して適用されるものであり、一旦導入されてしまうと、その存在と対象範囲について通常の利用者は全く意識・検証し得ないものである。DPI技術についても、利用者が知らない内に通信内容が事業者を検閲されているという状態をもたらす危険性が極めて高く、実質的な検閲をもたらしかねない危険なものとして安易な法的整理はされてはならない。契約書によったとしても、それだけでは、明確かつ個別の同意が十分に得られ、利用者からDPI技術の存在と対象範囲について十分に意識・検証可能となっているとすることはできない。DPI技術の利用については、通常の利用者の明確かつ個別の同意を得ることは現時点では不可能であり、この部分の記載は、現時点で、法的課題を克服することは困難であり、基準等の作成もされるべきではないとされなくてはならない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・	—

規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	総務省において、SNSサービスにおけるメール監視やDPI技術を用いた広告のような実質的な検閲の法的整理をやめる。

意見提出者	個人
1. 項目	国際組織犯罪防止条約・サイバー犯罪条約及びこれらの締結に必要な法改正・ウィルス作成罪
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>以前の法改正案の「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える」電磁的記録という要件は、客観性のない人の意図を要件にしている点でやはり曖昧に過ぎ、このような客観性のない曖昧な要件でウィルス作成等に関する刑罰が導入されるべきではない。ユーザの意図に反してPCを動作させるプログラムを作ったらアウトなので、仕様書を外れたらアウト、バグが入っていたらアウト、ユーザが動作が気に食わないと言ったらそれだけでもプログラマーが犯罪者とされ得るというデタラメさ。</p> <p>ファイヤーウォールなしでネットにつないでるだけでウィルスには感染する。ウィルス感染→(何故か)犯罪者に→逮捕。</p> <p>この可能性が普通にありえる。</p> <p>留保・解釈を最大限に活用しても、憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くことになる。これらの条約は、日本として締結するべきものではないものである。前国会に提出されていた法案は廃案のままにするとともに、条約からの脱退を検討し、今後、ウィルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期すべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>法務省は16日、コンピュータウィルスを作成した段階で処罰できる「作成罪」などを新設した刑法と刑事訴訟法の改正案を、来年1月召集の次期通常国会にも再提出する方向で検討に入った、という報道。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ウィルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期す。</p> <p>まず「器物破損罪」の方を改正すべきじゃないかと思う。</p> <p>「不正な指令を与える電磁的記録による人の電子計算機への修復不能な破壊行為」という風に定義を加える事はできないだろうか。</p>